

## 「教育臨調」に反対する決議

中曽根内閣は、今国会に、臨時教育審議会（臨教審）設置法案や教育職員免許法等の一部を改正する法律案、日本育英会法改正案など、教育の反動的再編・国家統制をもくろむ諸法案を上程し、会期中の成立をねらっている。

これらの諸法案は、第二臨調答申とそれにもとづく行政改革が示した、小・中学校における 40 人学級の凍結、義務教育国庫負担金や公立文教施設費・私学助成・国立学校運営費などの削成、育英資金の有利子化、教科書無償制度の検討などの教育関係費の削減、さらには、第 13 期中教審の答申にもとづく教科書と教員の国家統制、これらを実際化しようとするものである。

そして、これらの諸法案は、「戦後教育の見直し」の名のもとに、憲法や教育基本法にもとづく戦後教育の理念と原則を根底からくつがえし、反動化させようというねらいをもっている。とりわけ、設置の急がれている臨教審は、委員の総理大臣任命制と審議の非公開など、国民的合意にもとづく教育改革とは無縁の非民主的なものである。

我々は、学問と教育の自由を守り、教育諸条件の整備拡充、国民的な教育改革を求める立場から、「教育臨調」に強く反対するものである。

以上、決議する。

1984 年 5 月 5 日

地学団体研究会第 38 回総会